

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華工業株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

★地下水汚染の未然防止を目的に、水質汚濁防止法の一部を改正する法律が施行されました。
有害物質(※2ページ参照)及び有害物質を含んだ水が、地下等へ漏洩する恐れがある特定施設が対象です。

- 1) 届出義務のある特定施設の拡大
- 2) 特定施設等の構造等に関する基準厳守義務
- 3) 特定施設等の定期点検の実施、記録の保存義務

施行日 平成24年6月1日

施行時に既に設置されている施設については、上記2)特定施設等の構造等に関する基準厳守義務の適用は、施行後3年間は猶予されます。

★工場又は事業所から排出規制となる対象有害物質が追加されました。

- 1) トランス-1,2-ジクロロエチレン
- 2) 塩化ビニルモノマー
- 3) 1,4-ジオキサン

施行日 平成24年5月25日

レポートのお問い合わせは、下記担当部署にお願いいたします。

富士本社 環境分析部 加藤雅士・城所 亨
分析2課 池田博一(水質担当)
営業部 望月久彰

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

E-mail info@rikka.co.jp

1. 対象施設の拡大(改正法第5条第3項関係)

有害物質を貯蔵する施設(有害物質貯蔵指定施設)等の設置者は、施設の構造、設備、使用方法等について、都道府県知事等に事前に届出が必要となります。

また、排水を全量下水道に排出していたため、水質汚濁防止法に基づく届出を行っていなかった有害物質使用特定施設の設置者にも、同様の義務が課せられます。

1) 有害物質使用特定施設

- ・ 特定施設(法第2条第2項に規程する施設)であって、対象有害物質を製造、使用又は処理するもの。(ただし、既設の施設で届出を行っている事業者は、改正法の届出は不要です。)
- ・ 下水道に接続する等により水質汚濁防止法の届出をしていない事業所であっても、有害物質使用特定施設を設置している場合には、届出が必要です。

2) 有害物質貯蔵指定施設

- ・ 有害物質を含む液体のものを貯蔵する施設
(参考1) 有害物質を入れたドラム缶、一斗缶等の移動可能な状態で保管する倉庫は該当しません。
(参考2) 不純物として有害物質を含むが、有害物質そのものを貯蔵することを目的としないものは届出対象ではありません。
例) ガソリンタンクにベンゼンが不純物として含まれている場合、ベンゼンそのものを貯蔵することが目的ではないので、届出対象ではありません。

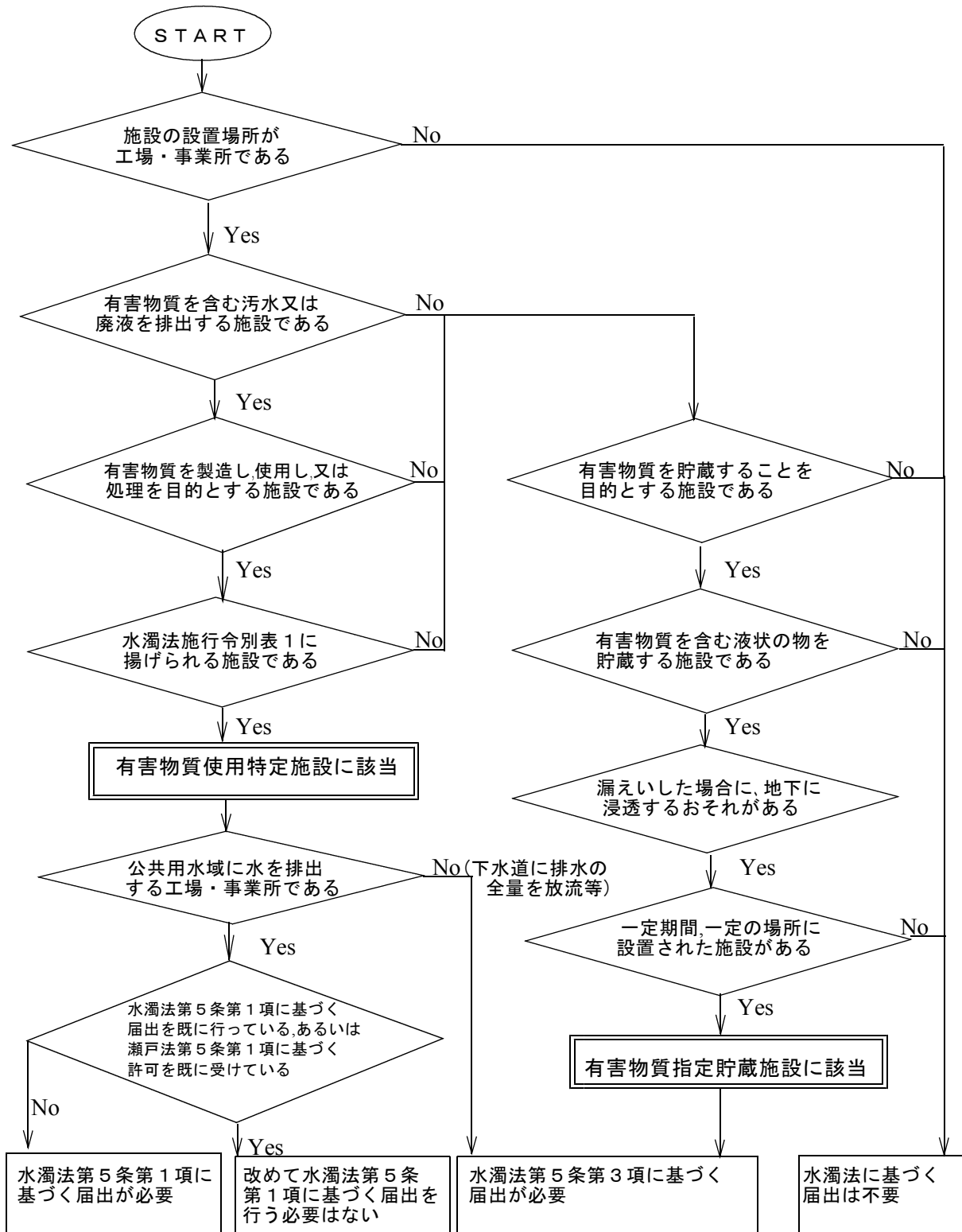
3) 改正法の施行時において、既に設置されている施設でも、改正法により新たに届出が必要とされた施設については、平成24年6月30日まで都道府県知事(政令で定める市においては市長)に環境省令に定めるところにより届出を行う必要があります。

4) 対象有害物質(28物質)

1	カドミウム及びその化合物
2	シアン化合物
3	有機燐化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。
4	鉛及びその化合物
5	六価クロム化合物
6	砒素及びその化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
8	ポリ塩化ビフェニル
9	トリクロロエチレン
10	テトラクロロエチレン
11	ジクロロメタン
12	四塩化炭素
13	1,2-ジクロロエタン
14	1,1-ジクロロエチレン
★15	1,2-ジクロロエチレン(シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス-1,2-ジクロロエチレン)
16	1,1,1-トリクロロエタン
17	1,1,2-トリクロロエタン
18	1,3-ジクロロプロペン
19	チウラム
20	シマジン
21	チオベンカルブ
22	ベンゼン
23	セレン及びその化合物
24	ほう素及びその化合物
25	ふっ素及びその化合物
26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸性化合物及び硝酸化合物
★27	塩化ビニルモノマー
★28	1,4-ジオキサン

★印の有害物質は、平成24年5月25日施行「改正水質汚濁防止法」で改正・追加された物質です。

届出対象施設判定フローチャート



2. 構造等に関する基準遵守義務の規定(改正法第12条の4関係)

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者に対して、有害物及び有害物質を含む水による地下水汚染の未然防止を図るため、構造、設備及び使用の方法に関する基準を遵守しなければなりません。

【基準の適用範囲】

①施設本体が設置させている床面及び範囲 ②配管等 ③排水溝等 ④地下貯蔵施設

【構造基準】

- ・有害物質を含む水の地下浸透、施設外への流出を防止し、仮に漏えいがあった場合にそれが確認できる構造であること。
- ・材質等の規程、漏えい防止のための防液堤等の設置。

【使用方法の基準】

- ・飛散、流出しないよう適切な方法で作業や運転等の規定を管理要綱で定める。

また、当該施設が基準を遵守していないと認めるとき、都道府県知事等は、必要に応じ計画変更または改善を命ずることができます。

※改正法施行時において既に設置されている施設については、施行の日から起算して3年を経過する日までの間(平成27年5月31日まで)は、構造等の基準は適用されません。

3. 定期点検の実施、記録の保存義務(改正法第14条第5項関係)

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者は、施設の構造、使用の方法等について定期点検し、その結果を3年間記録、保存しなければなりません。具体的には、下記のとおりです。

- ・点検を行った有害物質使用特定施設等
- ・点検年月日
- ・点検の方法及び結果
- ・点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
- ・点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容を記録する

※改正法の施行時において既に設置されている施設についても、義務が適用されます。

※施設によって点検頻度、点検項目が異なります。

※施設に異常が確認された場合は必要な措置を講じた上で、その内容を記録しなければなりません。